対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
茨城県ひたちなか市	青葉町、石川町、大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字金上（次の図面に示す部分に限る。）、大字武田（次の図面に示す部分に限る。）、大字中根（次の図面に示す部分に限る。）、大字東石川（次の図面に示す部分に限る。）、大字堀口（次の図面に示す部分に限る。）、大平一丁目から四丁目まで、表町、春日町、勝田泉町、勝田中央（次の図面に示す部分に限る。）、勝田本町、小砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大成町、長堀町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに東石川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十六　陸上自衛隊土浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
茨城県稲敷郡阿見町	茨城県稲敷郡阿見町	茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿百二十一番地一
	茨城県土浦市	茨城県土浦市	大岩田及び烏山二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県稲敷郡阿見町	茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見、大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿、大字曙（次の図面に示す部分に限る。）、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字大室（次の図面に示す部分に限る。）、大字廻戸、岡崎一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに中郷二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十七　陸上自衛隊霞ケ浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
茨城県土浦市	茨城県土浦市	茨城県土浦市	右籾二千四百十番地
	茨城県稲敷郡阿見町	茨城県土浦市	右籾（次の図面に示す部分に限る。）
		茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）
		茨城県土浦市	烏山一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目中（次の図面に示す部分に限る。）、中村東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中村南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、摩利山新田並びに右籾（次の図面に示す部分に限る。）
		茨城県稲敷郡阿見町	うずら野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字荒川本郷（次の図面に示す部分に限る。）、大字実穀（次の図面に示す部分に限る。）、大字鈴木（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、中郷二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本郷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
茨城県ひたちなか市	順次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域 一　北緯三十六度三分四十二秒、東経百四十度十三分二十秒の点 二　北緯三十六度三分四十三秒、東経百四十度十三分二十九秒の点 三　北緯三十六度三分四十一秒、東経百四十度十三分四十六秒の点 四　北緯三十六度三分三十秒、東経百四十度十四分二秒の点 五　北緯三十六度二分五十四秒、東経百四十度十四分二十三秒の点 六　北緯三十六度二分四十秒、東経百四十度十四分二十秒の点 七　北緯三十六度二分三十秒、東経百四十度十四分十六秒の点